

【別表-2】

出来形寸法検査基準

第1 一般土木工事の部

工種	検査内容	検査密度	
共	矢板工	基準高・変位・根入長 延長・傾き	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	法枠工 吹付工 植生工	法長・間隔・幅・延長	
		厚さ	300㎡未満は3箇所。 300㎡以上600㎡未満は6箇所。 600㎡以上は10箇所以上。
	基礎工 杭	基準高・根入長 偏心量	5本に1箇所以上。 (5本以下は2箇所以上)
	ブロック・石積（張）工	基準高・法長・厚さ 延長・法勾配	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上) 注水（石積張工は除く）は200㎡以上で2箇所（天端1箇所、法面1箇所）以上
	コンクリート擁壁工	基準高・法長・厚さ 延長・法勾配	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	舗装路盤工	基準高・幅・延長 厚さ	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	舗装工	基準高・幅・横断勾配 延長・平坦性・厚さ	厚さ（抜き取りコア数） 1,000㎡未満は3箇所以上 1,000～2,000㎡は6箇所 2,000㎡以上は1,000㎡毎に1箇所追加
	地盤改良工	基準高・幅・厚さ 延長	100mに1箇所以上。 (100m以下は2箇所以上)
	土工	基準高・延長・幅 法長・法勾配	

【別表-2】

出来形寸法検査基準

第1 一般土木工事の部

工種	検査内容	検査密度	
共	矢板工	基準高・変位・根入長 延長・傾き	250枚につき1箇所以上。 (ただし、250枚以下は2箇所以上)
	法枠工 吹付工 植生工	厚さ・法長・間隔・幅・延長	200mに1箇所以上 (200m以下は2箇所以上)
	基礎工 杭	基準高・根入長 偏心量	1基または1目地間当たり1箇所以上
	ブロック・石積（張）工	基準高・法長・厚さ 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	コンクリート擁壁工	基準高・法長・厚さ 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	舗装路盤工	基準高・幅 厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)厚さは、1kmに1箇所以上(ただし1km以下は2箇所以上)
		基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	舗装工	基準高・幅・横断勾配 平坦性・厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)
		基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	地盤改良工	基準高・幅・厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
基準高、幅、厚さ、延長 (3次元モデルによる場合)		1工事につき1箇所(3次元モデルによる場合)	
土工	基準高・幅・法長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)	

現行（令和4年版）

工 種	検 査 内 容	検 査 密 度	
河	築堤護岸	基準高・幅・厚さ・高さ・法長・法勾配 延長	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	浚渫（川）	基準高・幅・深さ 延長	
川	樋門・樋管	基準高・幅・厚さ	本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分。 函渠は同構造ごとに2箇所以上。
	水門	高さ・延長	
	根固め及び消波ブロック等	基準高・幅・延長 断面・個数・厚さ	

改定案（令和5年版）

工 種	検 査 内 容	検 査 密 度	
河	築堤護岸	基準高・幅・厚さ・高さ・法長・延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	浚渫（川）	基準高・幅・深さ・延長	
川	浚渫（川） (バックホウ浚渫船のみ)	設計との標高数差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	樋門・樋管	基準高・幅・厚さ	本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同構造ごとに2箇所以上
	水門	高さ・延長	
	根固め及び消波ブロック等	基準高・幅・延長 断面・個数・厚さ	100mに1箇所以上 (100m以下は2箇所以上)

現行（令和4年版）

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
海 岸 ・ 防 潮 堤	堤防護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高・幅・厚さ・高さ・ 法長・法勾配 延長	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	浚渫（海岸）	基準高・幅・深さ・延長	
道	道路改良等	基準高・偏心・幅・厚 さ・高さ・延長・法勾配	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	橋梁下部	基準高・幅・厚さ 高さ・スパン長 変位	スパン長は、各スパンごと。 その他は、同種構造物ごとに1基以上につき、 構造図の寸法表示箇所の任意部分。
	橋梁上部	部材寸法・基準高・偏 心 中心間距離・支間長 橋長・縦横断勾配 キャンバー・幅	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。
	コンクリート橋上部	部材寸法・基準高・偏 心 中心間距離・橋長 厚さ・縦横断勾配 キャンバー・幅	1支間ごとに寸法表示箇所の任意部分。
路	トンネル	基準高・幅・厚さ 高さ・深さ・間隔 延長・打音・削孔	坑口を含め50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	砂防ダム 治山ダム	基準高・幅・厚さ 延長・法勾配	構造図の寸法表示箇所の任意部分。
砂 防 ・ 治 山	流路 斜面对策	基準高・幅・厚さ・ 高さ・延長・法勾配	50mに1箇所以上。 (50m以下は2箇所以上)
	ダム	コンクリートダム	基準高・幅・堤長 ジョイント（目地）間隔 勾配
ム	フィルダム	基準高・外側境界線 堤幅・延長・法長	5測点に1箇所以上。 (最小3箇所以上)
	その他構造物	工種に応じ、基準高 幅・厚さ・高さ・深さ 法長・法勾配・変位 間隔・延長等	工種構造物ごとに適宜決定する。

改定案（令和5年版）

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
海 岸 ・ 防 潮 堤	堤防護岸 突堤・人工岬 海岸堤防	基準高・幅・厚さ・高さ・ 法長・延長	200mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所 以上)
	浚渫（海岸）	基準高・幅・深さ・延長	
道	道路改良等	基準高・幅・厚さ・高さ・ 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	橋梁下部	基準高・幅・厚さ 高さ・支間(スパン)長 変位	スパン長は、各スパンごと その他は、同種構造物ごとに1基以上につき、 構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋梁上部	部材寸法・基準高 中心間距離・支間長 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の 任意部分
	コンクリート橋上部	部材寸法・基準高 中心間距離 厚さ キャンバー・幅	その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
路	トンネル	基準高・幅・厚さ 高さ・深さ・間隔 延長	両坑口を含め 100m につき 1 箇所以上。(ただし、 施工延長 200m 以下の場合は両坑口を含めて3 箇所以上)
	砂防ダム 治山ダム	基準高・幅・厚さ 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所(3箇所以 上)
砂 防 ・ 治 山	流路 斜面对策	基準高・幅・厚さ・ 高さ・延長	100m につき 1 箇所以上。(ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	ダム	コンクリートダム	基準高・幅・堤長 ジョイント（目地）間隔
ム	フィルダム	基準高・外側境界線	5測点に1箇所以上。
	その他構造物	工種に応じ、基準高 幅・厚さ・高さ・深さ 法長・長さ等	工種構造物ごとに適宜決定する。

高知県建設工事技術管理要綱

〔平成17年3月3日制定
土木部長〕

（趣旨）

第1条 請負者は、この要綱に基づき別冊の契約図書（契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。）に従い、契約目的物の施工を履行しなければならない。

（管理の実施）

第2条 管理は、契約図書に基づき施工内容を把握し、適切な施工を行うため、工事の施工と並行して測定（検査、試験を含む。）等を行い、施工管理の目的が達せられるよう実施しなければならない。

また、請負者は測定等の結果をその都度逐次管理図表、写真等に記録保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出しなければならない。

ただし、緊急工事、応急工事、維持工事等の工事において、第3条第1項の項目については監督職員の承諾を得たうえで省略することができる。

（施工管理区分）

第3条 施工管理は、次のとおりとする。

施工管理

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 品質管理
- (4) 写真管理

（施工管理）

第4条 請負者は、工事を着手した場合はすみやかに監督職員に着手の報告をしなければならない。

また、工事の施工に際しては、一般者及び工事関係者の安全を確保し、関係法令等を守らなくてはならない。

2 請負者は工事着手前に、設計図書の照査を行い、あらかじめ契約図書に定められた事項を事前調査し、施工条件等を把握し安全を確保した施工計画を作成しなければならない。

なお、事前調査とは、地形、地質、気象、海象等の自然特性及び工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理者等の施工地域特性の把握をいう。

3 施工計画書は、自然特性及び施工地域特性を十分把握したうえで、工事工程、現場組織、資機材、施工方法（仮設備を含む。）、段階確認計画、施工管理（工程、出来形、品質、写真等）、連絡系統、交通及び安全管理、現場作業環境、環境対策、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等の必要な事項を計画し、監督職員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の作成については、別途定める標準様式集による標準様式によるが、詳細については監督職員と協議のうえ定めることができる。

4 請負者は、工事の影響による損害の恐れが認められる場合は、事前、追跡、事後等の調査を必要に応じ実施しなければならない。

5 請負者は、施工時において施工計画と施工条件等の相違、又は状況等内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

6 請負者は、工事の施工に際して生じた現場発成品について、現場発成品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

7 請負者は、契約図書に定められた段階確認の計画について、監督職員に提出しなければならない。

高知県建設工事技術管理要綱

〔平成17年3月3日制定
土木部長〕

（趣旨）

第1条 請負受注者は、この要綱に基づき別冊の契約図書（契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。）に従い、契約目的物の施工を履行しなければならない。

（管理の実施）

第2条 管理は、契約図書に基づき施工内容を把握し、適切な施工を行うため、工事の施工と並行して測定（検査、試験を含む。）等を行い、施工管理の目的が達せられるよう実施しなければならない。

また、請負受注者は測定等の結果をその都度逐次管理図表、写真等に記録保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出しなければならない。

ただし、緊急工事、応急工事、維持工事等の工事において、第3条第1項の項目については監督職員の承諾を得たうえで省略することができる。

（施工管理区分）

第3条 施工管理は、次のとおりとする。

施工管理

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 品質管理
- (4) 写真管理

（施工管理）

第4条 請負受注者は、工事を着手した場合はすみやかに監督職員に着手の報告をしなければならない。

また、工事の施工に際しては、一般者及び工事関係者の安全を確保し、関係法令等を守らなくてはならない。

2 請負受注者は工事着手前に、設計図書の照査を行い、あらかじめ契約図書に定められた事項を事前調査し、施工条件等を把握し安全を確保した施工計画を作成しなければならない。

なお、事前調査とは、地形、地質、気象、海象等の自然特性及び工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理者等の施工地域特性の把握をいう。

3 施工計画書は、自然特性及び施工地域特性を十分把握したうえで、工事工程、現場組織、資機材、施工方法（仮設備を含む。）、段階確認計画、施工管理（工程、出来形、品質、写真等）、連絡系統、交通及び安全管理、現場作業環境、環境対策、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等の必要な事項を計画し、監督職員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の作成については、別途定める標準様式集による標準様式によるが、詳細については監督職員と協議のうえ定めることができる。

4 請負受注者は、工事の影響による損害の恐れが認められる場合は、事前、追跡、事後等の調査を必要に応じ実施しなければならない。

5 請負受注者は、施工時において施工計画と施工条件等の相違、又は状況等内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

6 請負受注者は、工事の施工に際して生じた現場発成品について、現場発成品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

7 請負受注者は、契約図書に定められた段階確認の計画について、監督職員に提出しなければならない。

請負者は、確認指示等を得たうえで施工をしなければならない。

8 段階確認実施表は、前項の段階確認の計画表に従い段階確認を実施し、請負者は監督職員が確認した種別、位置測点、確認項目、確認方法、確認期日、確認位置測点、確認項目、指示事項、指示事項確認等の記録を保管し検査時等に提出しなければならない。

9 請負者は、工事が他の工事と重複施工になる場合は、監督職員と協議しなければならない。

10 請負者は請負額3千万円以上の工事については、工事期間中の作業内容と進捗状況を記載する工事日誌等を作成し監督職員に報告するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、請負額3千万円未満の工事及び工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略できる。

11 施工体系図は、施工組織のフローとしてすべての下請者について、下請者枠下欄に契約額と一次下請の合計額を記載し、下請負契約書の写しを添付し監督職員に下請契約締結の日から14日以内に提出しなければならない。

12 請負者は、全ての工事について、完成及び中間検査時に現場状況写真を提出するものとする。規格はA4版用紙に、キャビネ版程度以上のカラー写真を貼付又はカラー印刷したもので、紙質は中程度以上のものとする。

(工程管理)

第5条 請負者は、高知県建設工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に従い、次に掲げる工程表を工事内容に応じ作成しなければならない。

また、工程表は、計画と実績を比較検討のうえ、必要に応じ施工計画を見直さなければならない。工程表(別途定める標準様式集)

(1) 工事総合工程表(バーチャート工程表)(様式-2)

総合的な実施工程表を作成するものとする。ただし、請負額1千万円未満の工事は省略できるものとする。

(2) パートによる工程表(ネットワーク工程表)(様式-3)

パート(ネットワーク)による工程表を、監督職員が指示するものについて作成する。

(3) その他工程表等(部分工程表等)(様式-4、5、6)

主要工種に対する工種別工程表又は細部工程表、工期末における短期工程表等の部分的な工程表については、監督職員の指示により作成するものとする。

2 請負者は、工程表について監督職員と工程作業内容、工程遅延処置対応等を打ち合わせたうえで作成するとともに、半月程度毎に施工工程管理の報告を行わなければならない。

また、完了日が遅延する恐れがある場合は監督職員に報告しなければならない。

(出来形管理)

第6条 請負者は、出来形を次に掲げる各号の事項に従い管理するとともに、別途定める「出来形管理基準及び規格値」により、測定項目の工種及びその管理内容を実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理しなければならない。ただし、測定数が10点未満の場合は、出来形管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。

(1) 出来形管理図表

ア 変更申請図書

計画変更のある全工事を対象に、金抜設計及び図書を作成するものとする。

- ・金抜設計書(内訳書・明細書・数量計算書等)
- ・変更申請図(平面図・縦断面図・横断面図・展開図・構造図等)

発注図がCADデータで貸与された場合についてはCADデータで作成しなければならない。

イ 完成図

「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」により作成する。

ウ 施工経過図

請負額1千万円以上の工事において、場所打コンクリート構造物(プレキャスト製品、小構造物を除く。)の施工について、1日あたりの出来形工程を把握し作成するものとする。

請負受注者は、確認指示等を得たうえで施工をしなければならない。

8 段階確認実施表は、前項の段階確認の計画表に従い段階確認を実施し、請負受注者は監督職員が確認した種別、位置測点、確認項目、確認方法、確認期日、確認位置測点、確認項目、指示事項、指示事項確認等の記録を保管し検査時等に提出しなければならない。

9 請負受注者は、工事が他の工事と重複施工になる場合は、監督職員と協議しなければならない。

10 請負受注者は請負額3千万円以上の工事については、工事期間中の作業内容と進捗状況を記載する工事日誌等を作成し監督職員に報告するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、請負額3千万円未満の工事及び工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略できる。

11 施工体系図は、施工組織のフローとしてすべての下請者について、下請者枠下欄に契約額と一次下請の合計額を記載し、下請負契約書の写しを添付し監督職員に下請契約締結の日から14日以内に提出しなければならない。

12 請負受注者は、全ての工事について、完成及び中間検査時に現場状況写真を提出するものとする。規格はA4版用紙に、キャビネ版程度以上のカラー写真を貼付又はカラー印刷したもので、紙質は中程度以上のものとする。

(工程管理)

第5条 請負受注者は、高知県建設工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に従い、次に掲げる工程表を工事内容に応じ作成しなければならない。

また、工程表は、計画と実績を比較検討のうえ、必要に応じ施工計画を見直さなければならない。工程表(別途定める標準様式集)

(1) 工事総合工程表(バーチャート工程表)(様式-2)

総合的な実施工程表を作成するものとする。ただし、請負額1千万円未満の工事は省略できるものとする。

(2) パートによる工程表(ネットワーク工程表)(様式-3)

パート(ネットワーク)による工程表を、監督職員が指示するものについて作成する。

(3) その他工程表等(部分工程表等)(様式-4、5、6)

主要工種に対する工種別工程表又は細部工程表、工期末における短期工程表等の部分的な工程表については、監督職員の指示により作成するものとする。

2 請負受注者は、工程表について監督職員と工程作業内容、工程遅延処置対応等を打ち合わせたうえで作成するとともに、半月程度毎に施工工程管理の報告を行わなければならない。

また、完了日が遅延する恐れがある場合は監督職員に報告しなければならない。

(出来形管理)

第6条 請負受注者は、出来形を次に掲げる各号の事項に従い管理するとともに、別途定める「出来形管理基準及び規格値」により、測定項目の工種及びその管理内容を実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理しなければならない。ただし、測定数が10点未満の場合は、出来形管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。

(1) 出来形管理図表

ア 変更申請図書

計画変更のある全工事を対象に、金抜設計及び図書を作成するものとする。

- ・金抜設計書(内訳書・明細書・数量計算書等)
- ・変更申請図(平面図・縦断面図・横断面図・展開図・構造図等)

発注図がCADデータで貸与された場合についてはCADデータで作成しなければならない。

イ 完成図

「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」により作成する。

ウ 施工経過図

請負額1千万円以上の工事において、場所打コンクリート構造物(プレキャスト製品、小構造物を除く。)の施工について、1日あたりの出来形工程を把握し作成するものとする。

エ 出来形管理図表（別途定める標準様式集（様式一七））
 請負額1千万円以上の工事について、管理基準測点毎の設計寸法と実測寸法を対比し、作成するものとする。ただし、図面等で表示可能なものは省略できる。
 実測寸法は3段書きとし、上段には検査職員の測定寸法を、中段には監督職員の測定寸法を、また下段には請負者の管理寸法を記載するものとする。

オ 使用量一覧表
 主要材料について作成するものとする。ただし、図面等で使用数量の明確なものは省略できる。

- (2) 現場出来形寸法
 全工事を対象に現場の構造物等について、設計寸法と実測寸法をペンキ等で表示し、出来形管理図面等を作成する際の基準測点は、ペンキ、鋸、杭等で表示しなければならない。
- 2 出来形管理図書、電子納品資料については、監督職員の承諾を受けて測量業者、設計コンサルタント等に委託し作成することができるものとする。
 また、請負者は、完成図等を作成する場合高知果が所有する設計原因などを監督職員の承諾を受けて利用することができる。
- 3 当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の工種及び管理内容を使用することができる。
 また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。
 なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。
 （品質管理）

第7条 請負者は、品質を別途定める「品質管理基準」により、管理しなければならない。なお、試験区分が「必須」となっている試験項目は全面的に実施し、「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等で指定する場合に実施するものとする。

2 請負者は、使用材料を監督職員の検査確認を受け、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準等の測定内容に応じ、試験値及び測定値を工程能力図又は品質管理図表、度数表等により管理を行わなければならない。

管理資料は、原則として毎月1回監督職員に提示して管理状況を打ち合わせるものとする。
 なお、検査において不合格となった材料については、その処理方法等確認できる資料を記録しておくなければならない。

3 請負者は、管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{X}-R$ 、 $X-Rs-Rm$ など。）等を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。
 なお、ヒストグラム等を作成するための「品質管理技法」を別途定める。

4 当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の試験項目及び管理内容を使用することができる。
 また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。
 なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。
 （規格値）

第8条 請負者は、管理基準により測定した各実測値は、別途定める「出来形管理基準及び規格値」及び「品質管理基準」の規格値を満足しなければならない。
 また、施工計画高(上げ越)等承諾工事の規格値は、承諾した施工計画高を含むものとする。

エ 出来形管理図表（別途定める標準様式集（様式一七））
 請負額1千万円以上の工事について、管理基準測点毎の設計寸法と実測寸法を対比し、作成するものとする。ただし、図面等で表示可能なものは省略できる。
 実測寸法は3段書きとし、上段には検査職員の測定寸法を、中段には監督職員の測定寸法を、また下段には請負受注者の管理寸法を記載するものとする。

オ 使用量一覧表
 主要材料について作成するものとする。ただし、図面等で使用数量の明確なものは省略できる。

- (2) 現場出来形寸法
 全工事を対象に現場の構造物等について、設計寸法と実測寸法をペンキ等で表示し、出来形管理図面等を作成する際の基準測点は、ペンキ、鋸、杭等で表示しなければならない。
- 2 出来形管理図書、電子納品資料については、監督職員の承諾を受けて測量業者、設計コンサルタント等に委託し作成することができるものとする。
 また、**請負受注者**は、完成図等を作成する場合高知果が所有する設計原因などを監督職員の承諾を受けて利用することができる。
- 3 当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の工種及び管理内容を使用することができる。
 また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。
 なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。
 （品質管理）

第7条 **請負受注者**は、品質を別途定める「品質管理基準」により、管理しなければならない。なお、試験区分が「必須」となっている試験項目は全面的に実施し、「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等で指定する場合に実施するものとする。

2 **請負受注者**は、使用材料を監督職員の検査確認を受け、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準等の測定内容に応じ、試験値及び測定値を工程能力図又は品質管理図表、度数表等により管理を行わなければならない。

管理資料は、原則として毎月1回監督職員に提示して管理状況を打ち合わせるものとする。
 なお、検査において不合格となった材料については、その処理方法等確認できる資料を記録しておくなければならない。

3 **請負受注者**は、管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム、 $X-R$ 、 $X-Rs-Rm$ など。）等を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は省略することができるものとする。
 なお、ヒストグラム等を作成するための「品質管理技法」を別途定める。

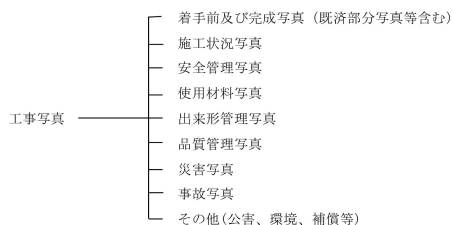
4 当該工事の部に定める以外、他の部に定める類似工事の試験項目及び管理内容を使用することができる。
 また、他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。
 なお、これらによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。
 （規格値）

第8条 **請負受注者**は、管理基準により測定した各実測値は、別途定める「出来形管理基準及び規格値」及び「品質管理基準」の規格値を満足しなければならない。
 また、施工計画高(上げ越)等承諾工事の規格値は、承諾した施工計画高を含むものとする。

なお、災害等の不可抗力により規格値を満足できない場合は、ただちに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(写真管理)

第9条 写真管理の分類は、次のとおりとする。



写真を管理する基準については、区分及び撮影項目時期等を別途定める「写真管理基準」による。

2 撮影基準

請負者はあらかじめ設計図書等で指定されたもの、又は、監督職員の指示によるものについては、その指示した項目、頻度、方法等により撮影するものとする。

工事写真の撮影にあたっては、工程に合わせ撮影時期等を確認し、また、出来形管理測定箇所と共通する箇所を選び(例えば測点毎又は断面変化点毎)、関連つけた撮影を行わなければならない。

撮影の被写体とともに、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を写しこむものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 測点(位置)
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 略図
- (7) その他、監督職員立会者氏名等の必要事項

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、デジタル写真管理情報基準に規定する写真情報に必要事項を記入し整理すること。

3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

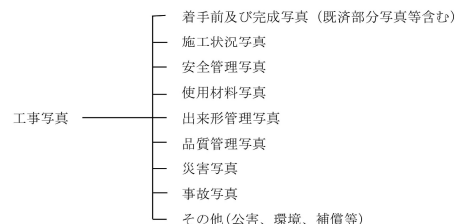
「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影程度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

なお、災害等の不可抗力により規格値を満足できない場合は、ただちに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(写真管理)

第9条 写真管理の分類は、次のとおりとする。



写真を管理する基準については、区分及び撮影項目時期等を別途定める「写真管理基準」による。

2 撮影基準

請負受注者はあらかじめ設計図書等で指定されたもの、又は、監督職員の指示によるものについては、その指示した項目、頻度、方法等により撮影するものとする。

工事写真の撮影にあたっては、工程に合わせ撮影時期等を確認し、また、出来形管理測定箇所と共通する箇所を選び(例えば測点毎又は断面変化点毎)、関連つけた撮影を行わなければならない。

撮影の被写体とともに、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を写しこむものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 測点(位置)
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 略図
- (7) その他、監督職員立会者氏名等の必要事項

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、デジタル写真管理情報基準に規定する写真情報に必要事項を記入し整理すること。

3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影程度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

(1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合及び、監督職員または現場技術員が臨場して確認した場合。

(2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年3月31日付け、28高技管第329号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負者はこれに従うとともに、工事写真等を、A4版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が段階確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には写真撮影することを原則とするが、監督職員または現場技術員が臨場して確認した場合は省略する。ただし、監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、請負者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10 災害写真

工事中における災害については、請負者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

(1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。

4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

(1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。

(2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。

(3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）の出来形管理写真。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年3月31日付け、28高技管第329号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負受注者はこれに従うとともに、工事写真等を、A4版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が段階確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。ただし、監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。

ただし、監督職員または現場技術員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、請負受注者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10 災害写真

工事中における災害については、請負受注者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

- (2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。
- 11 事故写真
事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。
- 12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）
請負者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。
環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。
(品質証明)
- 第10条** 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。
(検査)
- 第11条** 請負者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。
また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。
(その他)
- 第12条** この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。
なお、施工中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

- (1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。
- (2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。
- 11 事故写真
事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。
- 12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）
請負受注者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。
環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。
(品質証明)
- 第10条** 請負受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。
(検査)
- 第11条** 請負受注者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。
また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。
(その他)
- 第12条** この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。
なお、施工中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和4年版)										改定案(令和5年版)										改定理由				
編-章-節-条-項	頁	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1-3-7-4	P. 319	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	1	3	7	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4	測定箇所追加	
3-2-3-24-2	P. 328	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	測定箇所の文字
3-2-10-10	P. 383	3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D: 杭径	3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	文字の場所
8-1-9-5-1	P. 418	8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	測定箇所 脱字
10-6-4-3	P. 442	10	6	4	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)~(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)」という地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3	10	6	4	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)~(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・図解説」いう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3	脱字

現行(令和4年版)																		改定案(令和5年版)																	
品質管理基準及び規格値(案)																		品質管理基準及び規格値(案)																	
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由														
P. 502	1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	2020制定規格の追加														
P. 502	1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47,P52,P199~200	1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47,P52,P199~200	2020制定規格の追加														
P. 503	1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,P197	1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,P197	誤植														
P. 503											1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		新規追加														
P. 503											1 セメント・コンクリート(転圧)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		新規追加														
P. 504	1 セメント・コンクリート(転圧)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日は午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	※小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	1 セメント・コンクリート(転圧)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日は午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	※小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	訂正														
P. 506-1	1 セメント・コンクリート(転圧)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパト擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P364 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	1 セメント・コンクリート(転圧)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパト擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P364 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパト類の記載の追加														
P. 507	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	1回/月以上(塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則0.3kg/㎡以下	1回/月以上(塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○		訂正														
P. 508	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		2020制定規格の追加														
P. 508	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○		2020制定規格の追加														

	現行(令和4年版)										改定案(令和5年版)										
	品質管理基準及び規格値(案)										品質管理基準及び規格値(案)										
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由
P. 519	11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	JIS A 5008の箇所のみ加筆
P. 519	11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	11 アスファルト舗装	材料	必須	ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	JIS A 5008の箇所のみ加筆
P. 522	11 アスファルト舗装	舗装現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○	舗装施工便覧 平成18年2月P110, 263	11 アスファルト舗装	舗装現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、総固め効果の高いローラを使用する場合は、所定の締固め度を得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○	舗装施工便覧 平成18年2月P110, 263	
P. 525	12 転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P95, P202 [2014年制定]舗装標準示方書 コンクリート舗装編 P213, 214, 262	12 転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P95, P202 [2014年制定]舗装標準示方書 コンクリート舗装編 P213, 214, 262	
P. 526	13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	ファイラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	JIS A 5008の箇所のみ加筆
P. 526	13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月P35, 250～251	JIS A 5008の箇所のみ加筆
P. 533	22 吹付工	材料	その他	管材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	22 吹付工	材料	その他	管材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	設計図書による	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	2020制定規格の追加
P. 533	19 吹付工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	19 吹付工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199～200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	2020制定規格の追加

現行(令和4年版)																	改定案(令和5年版)																
品質管理基準及び規格値(案)																	品質管理基準及び規格値(案)																
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由												
P. 535	19	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	19	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	訂正												
P. 536	20	現場吹付	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	20	現場吹付	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 1110 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	2020制定規格の追加												
P. 536	20	現場吹付	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	20	現場吹付	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	2020制定規格の追加												
P. 538	20	現場吹付	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	20	現場吹付	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	訂正												
P. 547	26	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 吸水率:[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	26	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 吸水率:[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	2020制定規格の追加												
P. 549	26	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	26	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	訂正												
P. 551	26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回/ヶ当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	26	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回/ヶ当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	規格名称と整合												
P. 552	27	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	27	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P199~200	2020制定規格の追加												
P. 552	27	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	27	覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47, P52, P199~200	2020制定規格の追加												

	現行(令和4年版)										改定案(令和5年版)												
	品質管理基準及び規格値(案)										品質管理基準及び規格値(案)												
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由		
P. 555	27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203		訂正	
P. 555	27 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材料齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P364	27 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは「打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材料齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P364		「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加
P. 558	28 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	28 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203		訂正	
P. 563	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィルターの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 34	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィルターの(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 34		JIS A 5008の箇所のみ加筆	
P. 563	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィルターの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 35	32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィルターの(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ² 以上1,000m ² 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 35		JIS A 5008の箇所のみ加筆	